

裁 決 書

(審査請求人)

(処 分 庁) 高崎市福祉事務所長

審査請求人 [REDACTED] (以下「請求人」という。) から、平成27年6月17日付けで請求のあった高崎市福祉事務所長 (以下「処分庁」という。) の生活保護法 (昭和25年法律第144号。以下「法」という。) に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、請求人に対し平成27年5月27日付け高福発第391号で行った生活保護変更決定処分及び平成27年5月29日付け高福発第416号で行った生活保護変更決定処分は、これを取り消す。

裁 決 の 理 由

第1 事案の概要

審査請求の趣旨及び理由

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、概ね次のとおりであると解される。

- ① 処分庁が平成27年5月27日付け高福発第391号で行った生活保護変更決定処分 (以下「本件5月分変更決定処分」という。) の取消しを求める。
- ② 処分庁が平成27年5月29日付け高福発第416号で行った生活保護変更決定処分 (以下「本件6月分変更決定処分」という。) について、取消しを求める。

(2) 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、概ね次のとおりであると解される。

請求人は、失業保険金として平成27年5月25日に45,880円を受領したが、6月分の失業保険金が支給されないうちに5月分変更決定処分に伴う戻入金として40,460円、6月分変更決定処分に伴う戻入金として64,232円の返納を求められた。6月分失業保険金を受領していないにもかかわらず、合計104,692円の返納を求める処分は不合理であるため、処分の取消しを求める。

第2 判断

1 認定事実

関係資料によれば、次の事実が認められる。

(1) 請求人は平成25年12月20日から生活保護を受給し、本人からの申出により平成27年9月1日付けで保護廃止となっている。

(2) 請求人は、平成26年6月4日から高崎市内の[REDACTED]での就労を開始し、給与の支払いは当月20日締め、当月25日払いであること、及び初回の給与が同月25日に支払われることについて、法第61条による届出書を、平成26年6月3日に処分庁に提出した。

処分庁は、同年6月分の給与収入を同年8月支給分の保護費に収入として認定した。以降、処分庁は、請求人の給与収入を、収入月の翌々月に認定していた。

(3) 請求人は、平成27年3月分の収入申告書（収入の内容は、給与収入82,000円）を、同月26日に処分庁に提出した。

処分庁は、請求人からの収入申告に基づき、同年5月分の保護費に同収入を認定する手続きを行った。

(4) 請求人は、平成27年4月分の収入申告書（収入の内容は、給与収入49,200円）を、同月27日に処分庁に提出した。その際、請求人は同月20日で就労先を解雇され、失業保険金の手続き中である旨の法第61条による届出書を処分庁に提出した。

処分庁は、請求人からの収入申告に基づき、同年6月分の保護費に同収入を認定する手続きを行った。

(5) 請求人は、平成27年5月分の収入申告書（申告の内容は、失業保険金45,880円）を、同月26日に処分庁に提出した。失業保険金の支給日は同月25日との申立てであった。

処分庁は、請求人からの収入申告に基づき、同月の保護費に同収入を認定する手続きを行い、同月分の保護費として支給した40,460円を返納させ、さらに、充当しきれなかった5,420円を同年6月分以降の保護費に収入として充当する本件5

月分変更決定処分を行った。

- (6) 処分庁は、請求人の平成27年6月分の失業保険金受給額が64,232円であると推計し、同月分の保護費に同額を収入として認定する手続きを行い、6月分として支給決定済みの保護費から、過支給となる64,232円を返納させる本件6月分変更決定処分を行った。
- (7) 請求人は、本件5月分変更決定処分及び本件6月分変更決定処分を不服として、平成27年6月17日付けで審査庁へ審査請求書を送付した。
- (8) 請求人は、平成27年6月分の収入申告書（申告の内容は、失業保険金64,232円）を、同月22日に処分庁へ提出した。雇用保険受給資格者証の認定日は、同月18日であった。

2 判断



法第4条第1項によれば、「保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」ものとされている。これは、生活保護制度における基本的な原則の一つである保護の補足性について定めた規定であって、生活保護制度が、自己責任の原則に対して補足的役割を担っていることを定めたものである。これは、法の基本原理であって、法の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいて行われなければならないものである。

そして、法第8条第1項によれば、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うもの」とされている。

これは、生活保護制度により保障されるべき最低限度の生活は、厚生労働大臣の定めた法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）によって、要保護者各々について具体的に確定され、そして、その保護の程度は、保護の基準によって測定された需要と要保護者の資力（収入）とを対比し、その資力で充足することのできない不足分についてされることを定めているものである。

したがって、被保護者が収入を得た場合には、その収入額は当該被保護者の収入として認定されることになり、当該被保護者に適用される保護の基準とされた金額から減額されることになるのである。

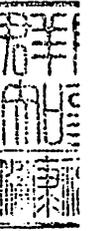
そして、法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない」と規定してい

る。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8-3-(2)-ア-（ア）によれば、失業保険金は「恩給、年金等の収入」に区分され、この収入は「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）（以下「局長通知」という。）第8-1-(4)-アで「原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること」とされている。

これらを本件についてみると、請求人は就労を開始するとき及び離職したときには法第61条に基づく届出書を、収入があったときには収入申告書を、すみやかに処分庁に提出している事実が認められる。

一方、処分庁は、請求人からの収入申告に基づき収入認定を行っているが、請求人が就労を開始した当初から、収入月の翌々月に収入認定を行っており、平成27年3月分の給与収入を同年5月分の保護費に、同年4月分の給与収入を同年6月分の保護費に収入として認定している。そして、請求人が平成27年4月に失業し、同年5月25日に受給した失業保険金を同月分の収入として認定し、同年6月下旬に受給する見込みの失業保険金を処分庁が推計し、同月分の収入として認定している事実が認められる。



局長通知第10-2-(7)-オによれば、「保護継続中の者が新たに就労した場合であって、当該新規就労による収入を当該月の収入として計上することが不相当であると認められる場合に限り、当該収入をその翌月の収入として計上して支給額の算定を行うこと」とされ、「この取扱いを受けた者に係る翌月以降の収入の認定は、当該月の収入をその翌月の収入とみなして取扱うものである」とされている。

そもそも給与等の収入は、収入のあった日以降の生活に充てるのが原則であり、局長通知第10-2-(7)-オの取扱いからも、月の下旬に収入を得た場合は翌月の収入として計上することが妥当であるといえる。

また、局長通知第8-1-(4)-アによれば、失業保険金は「原則として」受給月に収入認定することとなるが、就労収入の補填として給付される失業保険金の性格に鑑みれば、老齢年金等の取扱いとは異なり、給与収入と同様に取り扱うことが妥当と考えられる。したがって、月の下旬に受給した失業保険金を当月分の収入として遡って認定したり、月の下旬に受給する見込みの失業保険金を当月分保護費の算定の際

に収入として認定し、あらかじめ返納を求めることは、その先の生活が保障されないこととなり、最低生活を保障した法の理念に反する。

なお、処分庁のこれまでの給与収入の認定時期からすると、請求人が受給した失業保険金はそれぞれ受給月の翌々月に充当する扱いとなるが、この取扱いは資力があるにも関わらず不当に収入認定を先送りにしていることとなるため、請求人が平成27年5月25日に受給した失業保険金は同年6月分の収入として、同年6月22日に受給した失業保険金は同年7月分の収入として認定することが妥当である。

よって、処分庁の本件5月分変更決定処分及び本件6月分変更決定処分は不当であり、請求人の主張には理由がある。

3 結論

以上のおおりに、請求人からの本件処分の取消しを求める審査請求は理由があるから、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定に基づき、主文のおおりに裁決する。

平成28年3月4日

群馬県知事 大澤 正 明

